

対象

取引先の再生手続開始申立等により売上高又は生産高に影響を受けている[中小企業者](#)及び[中小企業組合](#)
事業の制限により売上高又は生産高に影響を受けている[中小企業者](#)及び[中小企業組合](#)

申込対象者の要件

[一般的な共通要件](#)、信用保証協会及び取扱金融機関の保証(融資)条件を満たし、次のいずれかに該当することが必要です。

1. 【大臣指定等貸付】中小企業信用保険法第2条第4項第1号の規定に基づき、[経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等企業](#)に債権を有すること。
※「再生手続開始申立等」とは、再生手続開始、破産、更生手続開始、整理開始又は特別清算開始申立及び銀行取引停止処分のあったものをいいます。
2. 【大臣指定等貸付】中小企業信用保険法第2条第4項第2号の規定に基づき、[経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている企業・地域](#)に関連すること。
3. 【知事指定等貸付】埼玉県特定中小企業者対策要綱に基づき、知事が指定した再生手続開始申立等企業に債権を有すること。

資金使用

運転資金・・・取引先の再生手続開始申立等により必要となった運転資金（当該取引先企業から回収不能となった債権の範囲内で必要になった資金）または事業活動の制限を行っている企業・地域の影響により必要となった運転資金

ただし次のものは対象外となります。

- 借入金の返済、税金の支払い
- 不渡手形の買い戻し など

融資条件

制度名	資金使用	融資限度額	融資期間(据置) [以内]	融資利率 [年以内]	信用保証 [年以内]	担保	保証人	申込場所
【大臣指定等貸付】指定企業関連	運転資金	5,000万円	7年(1年)	1.3% (固定金利)	付する 0.80%	金融機関、 信用保証協会 との協議	個人:原則として不要 法人:代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の保証人は不要	企業: 商工会議所 又は 商工会 組合: 中小企業団体中央会
制度名	資金使用	融資限度額	融資期間(据置) [以内]	融資利率 [年以内]	信用保証 [年以内]	担保	保証人	申込場所

【知事指定等貸付】指定企業関連	運転資金	5,000万円	7年(1年)	1.4% (固定金利)	付する 0.45 ~1.59%	金融機関、 信用保証協会 との協議	個人:原則として不要 法人:代表者を連帯保証人とし、原則として代表者以外の保証人は不要	企業: 商工会議所 又は 商工会 組合: 中小企業団体中央会
-----------------	------	---------	--------	----------------	-----------------------	--------------------------------------	--	--

よくある質問

Q

自分の取引先が、この貸付でいうところの「再生手続開始申立等企業」かどうかは、どうしたら分りますか。

A

この貸付で「再生手続開始申立等企業」というのは、経済産業大臣又は知事が指定した企業のことです。

経済産業大臣の指定については

[経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等企業](#)で確認してください。

知事指定については

埼玉県産業労働部金融課制度融資担当(電話 048-830-3803)までお問い合わせください。

Q

申込みの時、特別に必要な書類はありますか。

A

次の書類が必要になります。

・[経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等企業](#)に債権を有する場合

市町村長の認定書が必要になります。各市町村の商工担当課で認定書の交付を受けてください。

・[経済産業大臣が指定した事業活動の制限を行っている企業・地域](#)に関連している場合

市町村長の認定書が必要になります。各市町村の商工担当課で認定書の交付を受けてください。